

県産木材の利用の促進に関する指針
(案)

平成31年 月
広 島 県

県産木材の利用の促進に関する指針（案）

第1章 県産木材の利用の促進に関する指針の策定

1 指針策定の趣旨

「広島県県産木材利用促進条例（平成30年広島県条例第48号）」（以下「条例」という。）は、県産木材（県内で生産又は加工された木材をいう。）の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、品質の高い製品を安定的に供給し、もって林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化、循環型社会の形成並びに豊かな県民生活の実現に寄与するため議員提案により制定された。

条例では、県の責務並びに市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民の役割等を明らかにし相互に連携して、日常生活や事業活動を通じて、県産木材の利用の促進に一体となって取り組むこととしている。

また、県内の森林の継承や循環型社会の形成をはじめとする多くの恩恵を県民が享受できるように、県産材（県内の森林から生産された木材をいう。）の消費拡大を基本に推進していくこととしている。

本指針は、このような考えのもと、条例第11条の規定に基づき、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な事項を定めるものである。

2 指針の位置付け

本指針は、県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」における農林水産業分野の平成30年度から平成32年度までの実行計画である「農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）」（以下「第Ⅱ期計画」という。）の基本的な考え方を踏まえたものとする。

また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「木材利用促進法」という。）第8条第1項の規定に基づいて定めた「広島県公共建築物等木材利用促進方針」（以下「木材利用方針」という。）を踏まえたものとする。

3 指針の取組期間

本指針の取組期間は、第Ⅱ期計画の目標年度と整合を図るため、平成31年度から平成32年度までの2年間とする。

なお、第Ⅱ期計画に代わる平成33年度以降の実行計画の策定に合わせて所要の見直しを行う。

第2章 取組方針及び目標

1 現状と課題

県内における製材品消費量に占める県産木材の割合は40%程度と推計され、このうち、県産材の割合は17.9%（平成29年度）となっている。

本県では、これまで、県内における製材品消費量の約6割を占める木造住宅分野を中心に、県産材の消費拡大に取り組んできたが、将来的な新設住宅着工戸数の減少が予想されることから、木造住宅のみならず、幅広い分野での県産材の需要を確保する必要がある。

また、県産材の加工・流通体制については、製材工場への直送により、流通経費の縮減は進んできたものの、年間を通じた安定的な取引になっていないことなどから、有利な価格での販売には至っていない。

さらに、県産材の生産量については、森林所有者へ施業提案を行い受託するなど効率的・安定的な生産体制の整備により増加してきたが、主伐後の再生林を促進するほどには至っておらず、より効率的な事業地の集約化や路網等の生産基盤の整備、担い手の確保等が必要な状況にある。

2 取組方針

県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、県産木材の需要を拡大することにより、県内の林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化を図る。

県産木材の利用の促進にあたっては、県内における森林の多面的機能の維持増進を図るために、県産材を優先する。

低コストで効率的な県産材の生産に必要な基盤の整備や人材育成、需要に応じた製材品を安定的に供給できる仕組みづくりなど、川上から川下に至る関係者の連携・協力による安定供給体制の整備を図る。

公共建築物の木造化・内装等の木質化、民間施設及び住宅への県産木材の利用を促進し、需要の拡大を図るとともに、普及啓発により、県民や関係事業者の理解の増進を図る。

3 目標

第Ⅱ期計画に基づき、産業として自立できる林業経営の確立を目指すことを基本に、平成32年度の目標を以下のとおり定める。

取組内容	目標項目	現状（平成29年度）	目標（平成32年度）
県産材の利用促進	製材品の県内消費量における県産材割合	17.9%	20.0%
県産材の加工流通体制の整備	木材安定供給協定による取引量	12.4万m ³ /年	18万m ³ /年
県産材の安定供給の推進	県産材生産量	33.9万m ³ /年	40.0万m ³ /年

第3章 県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項

1 安定供給の推進

(1) 主伐・再造林の促進

県は、森林資源経営サイクルにおいて、利益の確保が見込める林業経営に適した事業地を林業経営適地として特定する。その上で、「新たな森林経営管理システム」を活用しながら、効率的な県産材生産が可能となる規模にまで林業経営適地を集積・集約化し、施業計画地として設定する。

また、計画地において、意欲と能力のある林業経営者が、計画的に主伐・間伐を行うことができる仕組みを構築するとともに、主伐後の再造林が確実に実施できる仕組みを構築する。

(2) 現場技能者の確保・育成

県は、関係機関と連携して新規就業者の確保に取り組むとともに、就業者の段階的かつ体系的な教育訓練を行うことで、現場技能者の確保・育成を図る。

また、就業条件の改善を進め、定着率の向上を図る。

(3) 安定的な生産体制の構築

県は、意欲と能力のある林業経営者に対して、「主伐・再造林の促進」の取組により、安定的な事業地が確保できる仕組みを構築するとともに、生産の効率化による収支の改善を支援することで、林業経営者の生産規模の拡大を進める。

2 加工・流通体制の整備

県は、中間土場等の整備を支援するとともに、製材工場等の需要者ニーズを林業経営者に伝えて年間を通じた安定的な出荷量を確保する取組を支援することで、有利な販売を目指す。

併せて、林業経営者の共同出荷等への取組を支援し、流通コストの縮減を図る。

3 県産木材の利用の促進

(1) 公共施設等における利用促進

ア 公共建築物の木造化

県は、「木材利用方針」を踏まえて、自ら整備する公共建築物において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物は、原則として全て木造化を図るものとする。

耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、近年進展の見られる木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努める。

また、県は、公共建築物を整備する市町に対して、木材の調達に関する県内情報や、コスト削減の事例を含めた木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制の整備に努め、公共建築物における木材の利用の促進を働きかける。

さらに、県は、保育所や老人ホーム等の公共建築物を整備する民間事業者に対して、県内の建築士が中心となり、森林林業・木材産業等の関係者と結集して設立した「ひろしま木造建築協議会」と連携しつつ、公共建築物における木材の利用に向けて必要となる情報の提供に努める。

イ 公共建築物の内装等の木質化

県は、自ら整備する公共建築物について、高さ・面積の規模に関わらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられるエントランスホールや待合室等を中心に、内装等の木質化を促進する。

ウ その他の木材利用

(ア) 備品等での県産木材利用

県は、県産木材を使用した、机・イス・ベンチ・パーテーション等の備品やコピー用紙等の消耗品の導入に努める。

また、公共建築物の敷地内にあるブロック塀を建て替える場合には、県産木材を使用した木塀の整備に努める。

更に、暖房器具やボイラーを導入する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(イ) 公共土木工事等での木材利用

県は、自ら発注する公共土木工事等において、工作物に係る直接資材のみならず、コンクリート型枠や工事看板等の仮設資材を含めて、県産木材による製品の積極的な利用に努める。

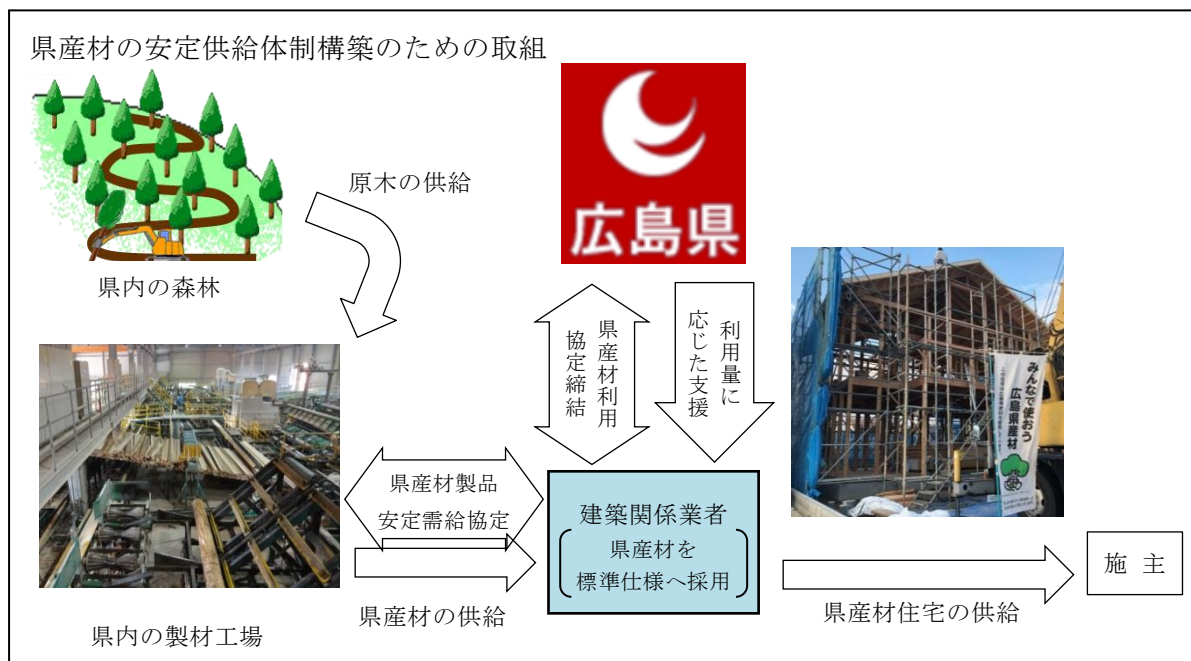
エ 県が補助する公共建築物等

県は、市町等が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の補助にあたって、事業主体の理解を求め、可能な限り、上記ア～ウに準じて、県産木材が積極的に使用されるよう配慮する。

(2) 公共施設以外の建築物における利用促進

ア 木造住宅

県は、県産材の需要を確保し、安定した県産材利用の流れを構築するため、生産性向上による県産材製品の価格競争力向上を目指すとともに、建築関係事業者が県産材を主要構造部材の標準仕様へ採用し、県及び県内製材工場と県産材利用に関する協定を締結して木造住宅の供給を行う取組を支援する。



イ 住宅以外の建築物（公共建築物を除く）の木造化・内装等の木質化

県は、新設住宅着工戸数が減少する中で、県産材需要を下支えしつつ、かつ県産材の利用拡大を進めるため、現時点では鉄骨造が主流となっている民間事業者が整備する店舗や事務所、倉庫等の非住宅建築物について、県産材による木造化を促進するとともに、店舗や飲食店等の県民の目に触れる機会が多い建築物については、県産材による内装等の木質化を促進する。

(3) 新たな用途の開発と販路の拡大

県は、今後、生産量が増加するヒノキについて、住宅分野以外での新たな需要を確保するため、家具等の木材関連の高度な技術と訴求力のある特産品やデザイン等との組合せにより、新たな高付加価値製品を生み出す取組を支援する。

また、カキ養殖筏における間伐材の利用など、産業分野における新たな用途の開発に取り組む。

さらに、事業者による販路拡大を推進するため、首都圏等で開催される展示会での出展機会を確保するとともに、展示会における商談結果のフォローアップを行う。

4 木質バイオマスの利活用の促進

(1) 木質バイオマス施設の整備支援

県は、山村地域で、地域の関係者の連携の下、温水供給や冷暖房等の熱利用により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み（地域内エコシステム）の構築を推進する。

また、未利用間伐材等の利用を進めるため、木質バイオマス製造施設等の整備について、補助事業や低利融資等の活用を支援する。

(2) 新たな利用を推進する調査及び情報収集

県は、石油資源からバイオマス由来の製品への代替を進めるため、実用化が期待されているセルロースナノファイバー（CNF）やリグニン等の新たなマテリアル利用に関する情報を収集し、必要に応じて、事業者を提供する。

5 普及啓発

(1) 木育の推進

県は、市町や関係団体等と連携して、子どもから大人までが木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ教育活動を推進する。

また、木育活動の企画立案や指導、アドバイス、コーディネートができる人材を育成する研修会等の開催や、木育の活動をサポートするボランティア団体等を登録し紹介する仕組みづくりなどの取組を支援する。

(2) 県産材に関する情報発信

県は、県民等に対して県産材利用の意義を伝えるため、木材利用を拡大していくための国民運動である「木づかい運動」の理念を踏まえて、木の良さや価値を再発見させる建築物や木製品等を消費者目線で評価、表彰する「ウッドデザイン賞」をはじめとした、各種の木材利用に関する表彰への応募を広く働きかけるとともに、その結果に関する情報発信に取り組む。

また、県民等による県産材利用の機運を醸成するため、関係団体等と連携して毎年10月の「木づかい推進月間」を中心に、県民等が木材や木製品に触れ合うイベント等を開催する。

(3) 合法性が確認された木材の利用

県は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）」の趣旨を踏まえ、合法的に伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進を図るため、消費者や実需者が合法性の確認された製品を選択する取組を推進する。

6 人材の育成

県は、県内の事業者を対象に、木造設計に対する理解を深めてもらうため、関係団体等と連携して、設計から県産木材の調達、施工、監理に至る一連の知識を習得する機会を設ける。

特に、木造設計に携わる建築士等の設計技術の向上にあたっては、「ひろしま木造建築協議会」との連携を強化する。

第4章 その他必要な事項

1 体制の整備

県は、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等の関係者から成る「ひろしま木づかい推進協議会（仮称）」を設置・運営する。

同協議会では、協議会の各構成員による取組状況を共有した上で、取組内容の検討・検証を行うとともに、新たな県産木材利用の調査研究や情報の収集・発信に取り組む。

また、同協議会は県内で優秀な木材利用を行う者に対して表彰を行う。

2 施策の実施状況の公表

県は、毎年、本指針にかかる県産木材の利用促進に関する施策について、各局における実施状況を整理した上で、県ホームページ等で公表する。